

## ■ 4条1項11号

不服 2021-001210

### <本願商標>

# 健美クリニック

第44類「医業，医療情報の提供，健康診断，栄養の指導，医療用機械器具の貸与，美容用機械器具の貸与」

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

引用商標：「健美」（標準文字）

第44類「入浴施設の提供，美容，理容，庭園又は花壇の手入れ，庭園樹の植樹，肥料の散布，雑草の防除，有害動物の防除（農業・園芸又は林業に関するものに限る。），あん摩・マッサージ及び指圧，カイロプラクティック，きゅう，柔道整復，はり，医業，医療情報の提供，健康診断，歯科医業，調剤，栄養の指導，動物の飼育，動物の治療，植木の貸与，農業用機械器具の貸与，医療用機械器具の貸与，漁業用機械器具の貸与，美容院用又は理髪店用の機械器具の貸与，芝刈機の貸与」

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「健美クリニック」の文字を横書きしてなるところ、本願商標は、同書、同大、等間隔に外観上まとまりよく一体に表されており、本願商標の構成全体から生じる「ケンビクリニック」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中の「クリニック」の文字が、「診療所」を意味する語（広辞苑第七版）であるとしても、本件商標は、構成全体として固有の名称を表したものとして理解されると判断するのが自然である。

さらに、本願商標の構成中「健美」の文字のみが取引者及び需要者に対し、役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標に接する取引者及び需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

したがって、本願商標の指定役務と引用商標の指定役務との類否について検討するまでもなく、本願商標の構成中「健美」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消を免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。  
よって、結論のとおり審決する。

#### **弁理士コメント**

本願商標「健美クリニック」は、構成全体として固有の名称を表したものとして理解されると判断するのが自然であり、本願商標に接する取引者及び需要者は、本願商標の構成全体をもって一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当として、引用商標「健美」とは非類似の商標であると判断されました。

クリニックの名称からなる商標については、識別力の観点から、審決で登録性が争われるケースはしばしば見かけるように思いますが、本事件のように「〇〇〇」と「〇〇〇クリニック」の類否が争われるケースは、珍しいのではないかと考えられます。

結論として、両商標は「非類似」とされたわけですが、本事件の場合は、引用商標権者が医療関係者ではない点や、引用商標「健美」が、実際には「入浴施設の提供」のサービスに主に使われているといった点が、考慮された可能性もあるのではないかと考えられます。

とはいえ、本事件のような審決が出ますと、「〇〇〇クリニック」の商標登録だけしかしていない場合は、他者に「〇〇〇」の部分について商標登録をされてしまうリスクも生じかねないということに理論上はなりますので、必要に応じて、追加の商標登録を検討した方が良いかもしれません。

(弁理士 永露 祥生)

< 2021年9月21日 >